

愛知県内部統制基本方針

1 基本的な考え方

一層の事務の適正な執行を確保し、安定的、持続的、効率的かつ効果的に行行政サービスを提供できる体制を構築するため、地方自治法第150条第1項に規定する内部統制に関する方針を定め、県民の皆様に信頼される行政運営を行ってまいります。

本県では、地方自治法による内部統制の対象である知事の担任する事務のみでなく、各種行政委員会や公営企業等における事務を含め、県全体で内部統制に取り組んでいくこととします。

2 内部統制の対象事務

財務に関する事務を内部統制の対象事務とします。

3 内部統制の目的

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的に業務を遂行します。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

適正な手続きに基づき、情報の保存及び管理を行い、予算・決算を始めとした財務報告等の信頼性を確保します。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

職員一人ひとりが、業務に関わる法令等を理解し、遵守します。

(4) 資産の保全

適正な手続きにより資産の取得、使用及び処分を行い、保有する資産の保全を図ります。

4 内部統制の体制の整備

(1) 内部統制の推進

総務局長を内部統制の推進責任者とし、内部統制の整備及び運用を全庁的に推進します。

(2) 内部統制の評価

人事局長を内部統制の評価責任者とし、内部統制の整備及び運用状況について独立的評価を行うとともに、内部統制評価報告書を作成します。

5 方針の見直し

本方針については、本県を取り巻く状況の変化や内部統制の整備及び運用状況の評価に応じて、必要な見直しを検討していきます。

2020年3月26日

愛知県知事

大村秀章